

<祈りのために>

「何か不法行為とか、悪質の犯罪とかのことなら、わたしは当然、諸君の訴えを取り上げましょうが、これは諸君の言葉や名称や律法に関する問題なのだから、諸君みずから始末するがよからう。わたしはそんな事の裁判人にはなりたくない」。《使徒行伝18章14～15節 口語訳

使徒行伝18章12～17節に出て来るアカヤの総督ガイオは有名なストア哲学者セネカの兄です。彼は51～52年にアカヤ州総督としてコリントに滞在しました。この年代づけはいわゆる「デルフォイ碑文」によって裏付けられたため、パウロの生涯の年代づけを推定する唯一の手掛かりになっているようです。また、「この人は、律法にそむいて神を拝むように人びとをそそのかしています」（13節）と言ってパウロを訴えたユダヤ人に対する、上述したようなガイオの寛容な態度は、当時ローマ帝国が、それぞれの民族の習慣や宗教に対し比較的その自主性に任せる方針を取っていたことの現れと見ることができます。その意味でこの箇所は、もちろん皇帝礼拝の問題はありましたが、ローマ帝国が当時キリスト教には中立・公平であることを著者が読者に知らせようとしていると考ええることもできます。

すると、私たちがここで注目すべきことは、ガイオの言葉に示唆されているように、国家は価値問題については、自由であり、決定権を持たない、それは個人個人の信念に属することだからである、ということです。また、国家は法に基づいて国を治めなければならないということ、言い換えれば、国家は法的でなければならない、ということです。ですから、法は国家の根本に関わることであり、万人に平等に当てはまらなくてはなりません。

ところが、最近、この国の現在の政府は、自ら法を犯し、法を遵守するよう求める多くの人々の声、その中にいる多くの法の専門家の声さえも蔑ろにしているのではないのでしょうか。沖縄県における辺野古への基地移転についての対応はもちろん、「安全保障関連法」の成立に関わる一連の現政府の言動、及び「今回の安保法制の問題点」がそれです。

信仰的に見ても法は国家の根本に関わることです。それは確かにいわゆる一般恩寵の世界：信仰のあるなしの問われない世界ですが、国家は法を正しく解釈し運用しなければなりません。しかし、一般恩寵の世界は常に墮落する危険があることを聖書は教えています。法の形態は、常に一般に普遍に妥当するものでなければなりません。それ故、特殊恩寵：キリストにある恵みによって常にきよめられる必要があります。ところが国家が高度の政治的判断として法を間違っただけで解釈し運用する時、法の平等、普遍性が犯されます。その際、教会は信仰の問題としても、また法の問題としてもそれを問題にせざるを得ません。すなわちパウロのように権威におもねらず、真理と法に基づいて、落ち着いて、冷静に、しかし執拗に、間違っただけで戦うことが大切です（使徒行伝24章）。

〈祈り〉 御父よ。あなたは正義の源でありますゆえに、法の源でもあられます。それ故、どうか私たちが主の真理に目覚めると共に、この世の法と不法に、目ざとく、知識をもつことができるように導いて下さい。そして、正義と法が勝利するまで、忍耐と祈りと愛をもって戦う者とならせて下さい。アーメン。 齋藤 修（磐田西教会牧師 東京中会靖国神社問題特別委員）

わだつみの会フォーラムに参加して

徳永 博（東京告白教会長老）

7月18日東京神田駿河台の中央大学記念館で開かれた、わだつみの会フォーラム「わだつみのこえにこたえて」に参加した。この会は太平洋戦争末期に帝国陸海軍の特攻作戦による戦没学生の遺稿を纏めた「きけわだつみのこえ」（1949年岩波文庫）が元となって、遺族や生還した学徒出陣兵等によって東大本郷キャンパスの近くに開設された「わだつみのこえ記念館」が開催したもので、中大記念館320号室は80の座席に100余人が参加して、立錫の余地がない盛況だった。

太平洋戦争末期の日本陸海軍による「特攻」については、戦後70年の間に多くの手記や戦記が出版されたが、今回のフォーラムで、改めてその罪深さに驚愕させられた。「特攻」を日本国民が初めて知ったのは、1944年（昭和19年）10月25日大本営発表によってであった。10月29日付け朝日新聞には「神鷲の忠烈 萬世に燦たり」と、関行男海軍大尉以下敷島隊が敵艦隊を捕捉し、体当たり攻撃で航空母艦1隻撃沈等々、との記事が踊っている。私が驚愕したのはその10月25日から翌年8月15日終戦の日までの僅か10ヵ月間に、海軍2,531名、陸軍1,417名の特攻隊員が戦死した、その死者の多さである。最初の敷島隊を指揮した関行男大尉は海軍兵学校70期卒の錬磨した戦闘機乗りだったが、特攻作戦の拡大に伴い、短期繰上げで士官となった学徒兵や、予科練を短縮修了したばかりの少年航空兵まで起用されるようになり、一方敷島隊の攻撃で思わぬ大損害を受けた米海軍機動艦隊は急遽対策を講じ、特攻機を事前に撃墜する弾幕を張ったため、その後の特攻作戦は殆ど成果を挙げないまま、徒に「軍神」だけを増やす愚挙を繰り返さざるを得なかった。帝国陸海軍の首脳はこのような戦果もなく徒に人命と機材の喪失を強いる特攻作戦の失敗に気付いていなかったのだろうか、それとも「神風が吹く」と、本気で思っていたのだろうか。日本国民は、なぜ偽りの大本営発表に踊らされ、神州不滅を信じて彼らの息子たちを特攻作戦に送り出したのだろうか。中古の戦闘機、果ては練習機まであてがわれ、爆装も出来ず南海洋上の米機動艦隊に向け飛び立っていった少年航空兵の姿は哀れでさえある。

いま我が国の国会では、集団的自衛権行使を主軸とする「安全保障関連法」が成立した。これが近い将来、若年の自衛隊員を、必死の作戦行動に押し出すことにならないよう、戦後70年とにもかくにも平和を享受してきた我々は、ただ祈るのみである。

<良書紹介>

宮田光雄著『バルメン宣言の政治学』新教出版社、2015年（500円＋税）

栗田英昭（多摩ニュータウン永山伝道所牧師 大会靖国神社問題特別委員会委員長）

バルメン宣言が出されたのは、ヒトラー崇拜の熱狂主義の時代でした。政治的な救済論を掲げるナチズムは、教会を含む人間生活の全局面にわたって全体主義的に統制しようとした。本書(40頁)は、バルメン宣言80年の2014年に信濃町教会で行われた講演会の内容で

す。書き出しは、「昨年（2013年）夏、安倍晋三首相の憲法 96 条改正の動きが憲法学者の激しい批判を浴びて、いったんは沙汰やみになった頃、麻生太郎副首相が助太刀の発言をして、いっそう社会的、さらには国際的な非難を呼び起こしました。『ある日気づいたら、ワイマール憲法が変わって、ナチス憲法に代わっていたんですよ。誰も気づかないで変わった。[憲法を改正するためには]あの手口に学んだらどうか』というのです」。この発言は、二重の意味で、歴史知識の欠如を示しています。その一つは、1933年1月に政権をとったナチ政権はナチ時代の12年間、ヴァイマル憲法の一カ条も明文改正をしなかったという事実です。ナチ政権は、「国民と国家の艱難を除去する法律」（いわゆる授権法）を通過させ、国会の賛成なしに、ヴァイマル「憲法とは異なった」法律制定もできる権限を持ったのです。また授権法と共に、ナチ憲法体制の〈基本法〉となった「国家防衛の緊急命令」をドイツ全土に実施し、戦時体制を強化しました。つまり独裁制を確立し、強制的に社会を統合する画一化政策を進めて行きます。教会統制やドイツキリスト者の運動もこの〈均制化〉＝権力による政治的画一化の一環をなすものでした。個別の律法を積み重ねてヴァイマル憲法は実質的に骨抜きにされ、全体として圧殺されてしまったのです。こうした中で、憲法への忠誠でなく指導者兼首相＝総統ヒトラー個人に対する〈絶対服従〉の忠誠宣誓が要求され、実行されます。

教会統制やドイツキリスト者の運動に抵抗する勢力が牧師緊急同盟であり、告白教会の結集でした。これらによって行われたドイツ教会闘争と呼ばれる運動を神学的に指導したのが、1934年5月にバルメン宣言を起草したカール・バルトでした。ナチズムに同調する神学に抵抗する告白教会による教会闘争は、11年後のナチ政権の崩壊、ヒトラーの自殺に至るまで、山あり谷ありの紆余曲折の道をたどりました。

本書は、バルメン宣言の6つのテーゼのうち、第5テーゼの政治学的分析を行っています。冒頭の聖句は、「神を恐れ、王を尊びなさい」（1ペテロ2・17）です。本テーゼにおいて、国家によって独占された権力は限定的なものであり、宗教的な救いを与えるためのものではなく、「法と平和のために配慮する」ことにおいて神の定めた目的に仕えるために与えられていること、また国家の政治的決定は、常に相対的なものであり絶対的なものでないことを明らかにしています。本テーゼは、ナチ国家の〈全体主義的〉要求に対して教会の自立性を確保することを目指すものでした。

本書は最後に、「バルメン宣言と私たち—時代史的制約を超えて」という表題で、バルメン宣言の中で時代史的に制約されている国家や政治の見方を再検討する努力なしには、わたしたちの学びは十分ではありえないとし、バルト自身が後に行っているように、誤解を避けるためには加筆や訂正の必要な個所があることを訴えています。

人間全体が互いに依存しあって生きている現代の国際社会では、私たちはもはや自分の国に対して無批判のままに暮らすことは許されません。バルメン宣言のいう「神の国と神の義」をはるかに望みつつ、政治や社会の問題に対して自分自身の意見を持つこと、自分の中に思想・良心の核となる信仰や普遍的な原理を持ち、それに基づいて時の政権の政策にはっきり賛否を表す行動に出る責任がある、と筆者は強調しております。

〈ヤスクニ・ニュース〉

11月3日「文化の日」から「明治の日」に …明治天皇の誕生日復活の動き…

11月3日を「明治の日」に。そんな名称に改める祝日法改正運動が一部で熱を帯びている。11月に東京で決起集会が開かれる。この運動は2008年に発足し、国会請願の署名集めや、世論喚起をめざす集会を各地で開催している。事務局によると、3年後法改正につなげたいという。

役員の一は、明治天皇の誕生日にあたる戦前の「明治節」にちなむ11月3日を「明治の日」と変える意義についてこう語る。「明治天皇は近代国家日本をつくった一番の偉人。根拠があいまいな文化の日でなく、本来の形に戻したい。戦前の明治節は、国家の大事な行事、(1)元日の四方拝、(2)神武天皇が即位した日を建国の日とした紀元節、(3)天皇誕生日である天長節とともに、四大節の一角を占めていた。1927年、明治天皇の偉業を永遠に伝えるとして制定され、官公庁、学校、軍隊などで盛大な祝賀式典が行われた。それが戦後、11月3日に日本国憲法が公布され、文化の日となった。明治は世界史的にも大変化をもたらした特筆すべき時代だった。中心は明治天皇であり、今の日本が明治の遺産であることを教育現場で教えれば、明治の日はおのずと実現に近づく」と。(朝日新聞 10月22日)

安倍政権と一体の極右団体

安倍晋三首相が9月25日の会見で、「戦後以来の大改革を成し遂げる、歴史的な国会」と振り返った安保法制。国会審議では、アメリカ政府による意向や、軍需産業を担う経団連との癒着などが指摘された。しかし、国会では一言も触れられなかったが、安保法制にはもう一つ“宗教右派政治団体”からの要望を安倍政権が反映させたという見方がある。日本会議や神社本庁といった“国家神道勢力”のことである。

国内マスメディアではまず取り上げられることはないが、安倍内閣のメンバーのほとんどは、日本会議の下部組織である日本会議国会議員懇談会や、神社本庁を母体とした神道政治連盟国会議員懇談会に所属している。その課題は、いわゆる「東京裁判史観」の否定や憲法改正(「自主憲法制定」)だが、彼らの究極の理念が「国家神道」や「国体」思想に酷似していることは、仏「L'Obs」など欧米紙からも指摘されている。

この“国家神道勢力”と安倍政権の関係について、歴史資料などをい客観的かつ実証的に点検したのが、9月に発売された『戦前回帰 「大日本病」の再発』(学研マーケティング)。同書はまず、日本が世界に類を見ない特別な国家だとする「国家神道」の思想が、「お国のため」という形での献身と犠牲を全国民に事実上強制したことについて、当時の言論状況や日本人の意識を紐解くことで再検証する。そして、客観的・合理的視点を失った、その傲慢で夜郎自大的な精神性を「大日本病」と規定し、日本を未曾有の破滅に導いたことを確認した上で、戦後も温存されてきた国家神道勢力と安倍政権が価値観を深く共有していることを、事例を交えて論証、現代日本で「大日本病」が再興しつつあるという事実を示す。…(LITERA 10月6日)

安倍靖国参拝違憲訴訟最終弁論・大阪 判決は2016年1月28日

10月22日、大阪地裁201号法廷にて、第一審の最終弁論が行われました。原告側からおおよそ30分にわたって、要旨の陳述がなされました。提出した安倍靖国参拝違憲訴訟最終準備書面は170ページを超える大部。ホームページや冊子の形にしての配布を予定しています。次回は判決です。1月28日(木)10時。多くの方々の傍聴支援をお願いいたします。(違憲訴訟団事務局から)

沖縄から

石井啓一国土交通相は、27日、翁長知事の「辺野古埋立承認取り消し」を「一時執行停止」とすると決めた。この「行政不服審査法」に基づく「不服審査」は一般国民の権利を守る制度であるにも関わらず、防衛局が私人として請求しており、明らかに脱法行為。また、知事に代わって国が埋め立てを承認する「代執行」に踏み切ろうとしている。基地の県内移設に反対する県民会議は、一段と警戒を強めてゲート前での基地工事の阻止体制を敷くために、辺野古ゲート前早朝行動(6:00~8:00)の結集強化の取り組みを呼びかけている。(沖縄平和市民連絡会議から)

730号ヤスクニ通信 2015年11月8日
発行 日本キリスト教会
靖国神社問題特別委員会
発行人 栗田英昭 編集 川越弘
印刷発行 篠塚予奈(東京告白教会)
〒157-0061 東京都世田谷区北烏山
1-51-12 TEL&FAX03-3300-6529